

相続の限定承認に必要な書類

※同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合、同事件で提出済みのものは不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

【共通】

- ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ②被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ③申述人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ④被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑤被相続人の財産目録

【申述人が（配偶者と）第二順位相続人（直系尊属）の場合】

- ⑥死亡している直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合，父母と祖父））がある場合，その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

【申述人が配偶者のみの場合又は（配偶者と）第三順位相続人（兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい）の場合】

- ⑥被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑧死亡している兄弟姉妹がある場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑨代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合，そのおいめいの死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）